

10/1
から

介護保険制度 が変わります

今回の改正のポイント

施設入所やショートステイ・デイサービス等での食費が自己負担となります。また、この改正に伴い介護保険標準負担額減額措置が廃止となります。

施設利用料の居住費が自己負担となります。

新たに、低所得者への「**介護保険負担限度額認定制度**」が創設されます。

介護保険高額サービス費支給の申請方法が変わります。

住民税課税世帯の食費・居住費の特例減額措置が創設されます。

社会の高齢化に伴い、年々介護保険利用者数が増え、保険給付費が増大してきたことで保険給付の見直しの必要性が高まってきました。

そのため、現在利用されている在宅者と施設利用者の自己負担額の格差を公平にするため、十月一日から、介護保険制度が改正されます。

今回の制度改正について、詳しくは高齢者支援室までお問い合わせください。

問合せ 高齢者支援室
電話 0558 76 8009



介護保険負担 限度額認定制度

新たな制度創設に伴い、利用者世帯の収入や課税状況によって新たな利用者負担段階（表一）を定めます。そのうち介護保険施設利用をしている利用者段階一〜三の人を対象に、所得に応じた定額の負担限度額（食事・居住費）を設け負担軽減を図ります。施設利用料の基準との差額分を介護保険で負担することになります。

対象
利用者段階一〜三で、対象サービスを利用している人。
申請
制度を利用になる場合は、申請が必要です。現在「介護保険標準負担額減額認定」されている人には、市役所から案内を通知しますので、申請してください。

なお、対象と思われる人で

通知が届かなかった場合は、高齢者支援室または入所されている施設等にご相談ください。

申請方法や介護保険負担限度額認定制度の詳細い内容については、決定次第、広報でお知らせしていきます。

利用方法
認定結果と認定証を送付しますので、利用している施設へ認定証の提示をお願いいたします。

介護保険高額 サービス費 支給の申請方法 の変更

現在、支給申請については月ごとの申請ですが、十一月一日以降に支給される高額サービス費（九月サービス分）については、申請の必要はありません。市に登録されている口座へ支給額を振り込みま

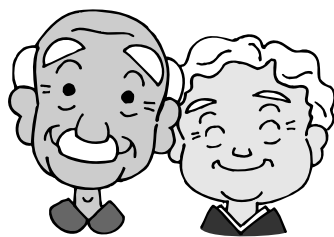
す。なお、十月三十一日（八月サービス分）以前までの支給分については、申請が必要です。また、初めて支給される人については、初回一度だけの申請で、その後の申請は必要ありません。

ただし、振込口座等の変更があった場合は、高齢者支援室まで連絡をお願いします。

食費・居住費を負担した結果、残された配偶者が生計困難に陥らないよう利用者負担段階を変更する特例措置です。

この措置を希望する場合は、対象要件等があるため、該当すると思われる人は、事前に高齢者支援室までご相談ください。

住民税課税世帯 における食費・ 居住費の特例 減額措置



利用者負担第四段階の高齢者世帯で、一方が施設入所し

【表1：利用者負担段階】

段階	対象
第1段階	・住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	・住民税世帯非課税者であって、 【合計所得金額+課税年金収入額 80万円/年】 を満たす人
第3段階	・住民税世帯非課税者であって、 利用者負担段階第2段階該当者以外の人 ・住民税課税世帯で特例減額措置の適用者
第4段階	・住民税世帯課税本人非課税者 ・住民税本人課税者